



## ERM Japan Newsletter

2023年10月11日発行

Sustainability is our business

© Copyright 2023 by the ERM International Group Limited and/or its affiliates ('ERM'). All rights reserved. No part of this work may be reproduced or transmitted in any form or by any means, without prior written permission of ERM.

### 自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）の最終提言が公表

「自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）」の最終提言 v1.0（以下 TNFD 提言）が、ニューヨークで開催されたクライメート・ウィークにて発表されました。同発表は政策決定者、気候アクティビスト、市民社会の代表者や各国企業の代表者などイベント参加者に共有されたほか、ウェビナーは 3,000 人を超える参加者が視聴しました。今回 200 以上の企業と金融機関によるパイロットテストを含む 2 年間の開発期間を経て完成した TNFD 提言とは、「自然リスク」を、金融や事業、気候変動のリスクと並列に位置づけ、資本の流れを自然にポジティブな結果へとシフトさせることを意図して開発されたものです。また、既存や開発中のものを含む IFRS 財団の「国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）」の基準や「GRI スタンド」、そして「昆明・モンリオール生物多様性枠組」の要求と整合させているのが特徴です。すでに同最終提言の導入をコミットする企業の宣言も発表され、あとに続く企業が一層増えることが期待されています。今夏に TNFD が行った調査（35 か国、11 セクターにまたがる 239 団体が回答）によると、回答者の 70%以上は FY25 を目安に「TNFD 提言に沿った情報開示をすることができる」と回答し、86%の回答者は FY26 までに情報開示できるとしています。

TNFD 提言は自主的な開示枠組みですが、なぜこのように世界レベルで多くの企業・金融機関が自然関連財務情報開示の重要性を認識し、開示準備を進めているのでしょうか。

一つの理由としては、同枠組みの内容が法令や基準に組み込まれている点です。例えば早ければ 2025 年の初めから報告が求められる欧州の CSRD（企業サステナビリティ報告指令）では TNFD で推奨されている多くの開示事項における観点が含まれており、TNFD 提言と整合しています。CSRD に沿った精度の高い情報開示を行うためには、TNFD が推奨する要求事項と同レベルの評価・分析、戦略や目標策定などの取組みが必要となります。また、TNFD 対応は、生物多様性関連、水といった CSRD における関連するテーマをカバーしており分野横断的な戦略や情報開示が進められるというメリットもあります。

二つ目は、ESG 投資の潮流における TNFD 提言に基づく開示の重要性です。世界で 18,700 社以上（2022 年）の企業データを扱う CDP は、開示プラットフォームと TNFD 提言を整合させることを発表しています。こういった流れから、世界経済において TNFD 提言の導入が加速し、企業による自然関連の情報開示が着実に義務化の方向に向かうとの見方もあります。

このような情報開示への対応という理由のほかに、TNFD 対応が事業メリットにつながることを実感している企業もあります。例えば TNFD 提言のリスク分析アプローチ LEAP のリスク・機会特定プロセスの事例では、リス





## ERM Japan Newsletter

2023年10月11日発行

Sustainability is our business

© Copyright 2023 by the ERM International Group Limited and/or its affiliates ("ERM"). All rights reserved. No part of this work may be reproduced or transmitted in any form or by any means, without prior written permission of ERM.

クを定量化し財務面での影響を理解したことで事業リスク対策を検討した企業の事例を紹介しています。サプライチェーン上流で多くのコスト増や上流サプライチェーンの分断といった自然関連の物理リスクを特定し、自然リスクシナリオに照らし将来的な事業収益への影響を検証したことで、サプライチェーンに幅広く適用可能な対応策の知見が得られたとしています。

一方で報告作業の合理化の観点からの工夫も見られます。TNFD 提言は TCFD の枠組みと整合するように開発されており、共通の開示項目があります。TNFD フォーラムで紹介されている、オーストラリア・タスマニア最大の森林をメインに私有地管理をしている会社である Forico 社が発行した、TCFD と TNFD を統合させたレポートのように、気候と自然関連の情報を併せて開示することも可能です。

ERM では、TNFD の枠組みに沿った情報開示や、自然関連のリスク・機会アプローチ「LEAP（発見・診断・分析・準備）」に基づく評価・分析を支援しています。自然に関連して、生態系、地質、海洋、大気など環境分野のほか、市民社会・コミュニティのエンゲージメントなどさまざまな専門グループがあり、それぞれの立場から専門的知見を提供することができます。LEAP の評価においては表面的な結果の解釈にとどまらず、専門的な観点から、例えば「自然ベースの解決策（NbS）」や「自然気候ソリューション（NCS）」といった解決策の提供を踏まえて分析した視点を共有し、事業機会の開拓や戦略策定の手助けを行っています。サプライヤーの上流におけるステークホルダーエンゲージメントやコミュニティ開発分野でも世界各国の ERM 拠点を通じて支援することができます。今後ますます、世界でも自然関連財務情報開示への取組みが期待されていきます。是非、ERM とともに自然にプラスとなる目標に向けて情報開示に取り組みませんか。

（川端 真紀、佐伯 栞）

Newsletter 全般に関するお問合せ: [ERM.JapanNewsletter@erm.com](mailto:ERM.JapanNewsletter@erm.com)

本ニュースレターはイー・アール・エム日本株式会社（以下「当社」とします）が当社事業内容及び活動等を本ニュースレターの読者にご理解いただくための情報提供を目的としたものです。当社は本ニュースレターにおいて提供される各掲載記事内容の正確性に対する保証行為を一切しておりません。また、当社は読者が各記事を利用したこと起因する直接的又は間接的な損害に関して、一切責任を負わないものとします。本ニュースレターを構成する各記事、画像等（これに限らない）の著作権は、当社に帰属するものとします。読者は、当社が特段の事情があると判断した場合を除き、本ニュースレターの各記事、画像等を他のウェブサイト、雑誌、広告等（これに限らない）に転載できないものとします。本ニュースレターからの外部サイトへのリンクについては、当社は一切責任を負わないものとし、また外部サイトへのリンクが起因する直接的又は間接的な損害に関して、一切責任を負わないものとします。なお、弊社からの案内をご希望されない場合は、お手数ではございますが、[ERM.JapanNewsletter@erm.com](mailto:ERM.JapanNewsletter@erm.com) までご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。



イー・アール・エム日本株式会社

E-mail: [ERM.JapanNewsletter@erm.com](mailto:ERM.JapanNewsletter@erm.com) | Website: [www.erm.com](http://www.erm.com)